

2025年2月

お客さま各位

しんきん通帳アプリ「アプリ利用規約」等の改定に関するご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、しんきん通帳アプリの機能更改に伴い、「アプリ利用規約(しんきん通帳利用規約)」および「足立成和信用金庫 通帳レス口座に関する特約」を下記の通り改定いたします。なお、改定後の規約は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

【改定内容】

改定内容につきましては、別添(次頁以降)の新旧対照表および改定後の規約・特約をご参照ください。

≪目次≫

別添 1	アプリ利用規約(しんきん通帳利用規約)【新旧対照表】	p. 2~ 5
別添 1	【改定後】アプリ利用規約(しんきん通帳利用規約)	p. 6~11
別添 2	足立成和信用金庫 通帳レス口座に関する特約【新旧対照表】	p. 12~13
別添 2	【改定後】足立成和信用金庫 通帳レス口座に関する特約	p. 14~16

【改定日】

2025年2月25日(火)

以上

「アプリ利用規約（「しんきん通帳利用規約）」」新旧対照表

新	旧
<p>しんきん通帳利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「しんきん通帳」を利用する場合の取扱いを明記したものです。</p> <p>第1条【サービス内容等】</p> <p>1. サービス内容</p> <p>「しんきん通帳」（以下、「本アプリ」といいます）は、しんきん共同センター加盟信用金庫のスマートフォン専用アプリで、本アプリに登録する信用金庫（以下、「登録信用金庫」といいます）所定の口座情報等の閲覧および登録信用金庫の定めに応じて定期預金取引、<u>定期積金取引</u>、各種申込等を行うことができるサービスです。</p> <p>2. 預金残高照会、取引明細照会機能</p> <p>「しんきん通帳」サービス（以下、「本サービス」といいます）では、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>普通預金</u>口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の10件を表示します。</p> <p>なお、本アプリは、同一名義人であれば、1台のスマートフォン端末につき信用金庫を5つまで登録でき、1信用金庫あたり<u>普通預金</u>口座を5つまで登録できます。</p> <p>(略)</p> <p>4. 通帳レス機能</p> <p>本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>普通預金</u>口座を、紙の通帳を使用しない「通帳レス」口座に切替えることができます。お客さまは「通帳レス」口座に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプ</p>	<p>しんきん通帳利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「しんきん通帳」を利用する場合の取扱いを明記したものです。</p> <p>第1条【サービス内容等】</p> <p>1. サービス内容</p> <p>「しんきん通帳」（以下、「本アプリ」といいます）は、しんきん共同センター加盟信用金庫のスマートフォン専用アプリで、本アプリに登録する信用金庫（以下、「登録信用金庫」といいます）所定の口座情報等の閲覧および登録信用金庫の定めに応じて定期預金取引、各種申込等を行うことができるサービスです。</p> <p>2. 預金残高照会、取引明細照会機能</p> <p>「しんきん通帳」サービス（以下、「本サービス」といいます）では、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の10件を表示します。</p> <p>なお、本アプリは、同一名義人の<u>口座</u>であれば、1台のスマートフォン端末につき信用金庫を5つまで登録でき、1信用金庫あたり口座を5つまで登録できます。</p> <p>(略)</p> <p>4. 通帳レス機能</p> <p>本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を、紙の通帳を使用しない「通帳レス」口座に切替えることができます。お客さまは「通帳レス」口座に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで</p>

新	旧
<p>リで閲覧できます。</p> <p>「通帳レス」口座への切替後は紙の通帳は使用不可となります。切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に紙の通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。</p> <p>(略)</p> <p>6. 定期預金取引</p> <p>本アプリでは、<u>登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての定期預金の明細をご確認いただけるほか、登録信用金庫の定めに応じて定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。</u></p> <p><u>7. 定期積金取引</u></p> <p><u>本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての定期積金の明細をご確認いただけるほか、登録信用金庫の定めに応じて定期積金口座の新約、口座振替等による掛け込みの設定を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。</u></p> <p><u>8. 各種申込機能</u></p> <p>本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて以下の手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、<u>普通預金の</u>口座情報の登録および本人認</p>	<p>閲覧できます。</p> <p>「通帳レス」口座への切替後は紙の通帳は使用不可となります。切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に紙の通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。</p> <p>(略)</p> <p>6. 定期預金取引</p> <p>本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。</p> <p>(新設)</p> <p><u>7. 各種申込機能</u></p> <p>本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて以下の手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、口座情報の登録および本人認証のため口</p>

新	旧
証のためログインパスワードの入力が必要となります。	グインパスワードの入力が必要となります。
(略)	(略)
<u>9.</u> 定期的なお客さま情報の確認	<u>8.</u> 定期的なお客さま情報の確認
(略)	(略)
<u>10.</u> 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク	<u>9.</u> 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク
(略)	(略)
<u>11.</u> 規約への同意	<u>10.</u> 規約への同意
(略)	(略)
第2条【利用条件】	第2条【利用条件】
1. 本サービスは、登録信用金庫の普通預金口座をお持ちの個人のお客さま本人が対象です。	1. 本サービスは、登録信用金庫の普通預金口座をお持ちで、 <u>その口座でキャッシュカードをご利用</u> の個人のお客さま本人が対象です。
(略)	(略)
第6条【注意事項】	第6条【注意事項】
(略)	(略)

新	旧
<p>4. メイン口座 同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（登録信用金庫における初回登録の普通預金口座）として利用することはできません。 既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている普通預金口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。</p> <p>（略）</p> <p>第14条【準拠法・合意管轄】 本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、登録信用金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>以上 （令和7年2月25日現在）</p>	<p>4. メイン口座 同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（登録信用金庫における初回登録口座）として利用することはできません。 既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。</p> <p>（略）</p> <p>第14条【準拠法・合意管轄】 本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、登録信用金庫本店または「代表口座」開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>以上 （令和4年12月19日現在）</p>

しんきん通帳利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、「しんきん通帳」を利用する場合の取扱いを明記したものです。

第1条【サービス内容等】

1. サービス内容

「しんきん通帳」(以下、「本アプリ」といいます)は、しんきん共同センター加盟信用金庫のスマートフォン専用アプリで、本アプリに登録する信用金庫(以下、「登録信用金庫」といいます)所定の口座情報等の閲覧および登録信用金庫の定めに応じて定期預金取引、定期積金取引、各種申込等を行うことができるサービスです。

2. 預金残高照会、取引明細照会機能

「しんきん通帳」サービス(以下、「本サービス」といいます)では、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の10件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人であれば、1台のスマートフォン端末につき信用金庫を5つまで登録でき、1信用金庫あたり普通預金口座を5つまで登録できます。

3. 保有資産照会機能

本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて口座の預金資産(外貨預金除く)、債券、投資信託、保険の明細を照会できるほか、預金資産(外貨預金除く)、債券および投資信託の合計残高を円グラフで表示します。

なお、投資信託・保険は、照会実行日が営業日の場合は1営業日前の情報を表示し、非営業日の場合は2営業日前の情報を表示します。

4. 通帳レス機能

本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座を、紙の通帳を使用しない「通帳レス」口座に切替えることができます。お客さまは「通帳レス」口座に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。

「通帳レス」口座への切替後は紙の通帳は使用不可となります。切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に紙の通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。

5. メール通知機能

本アプリでは、登録されているEメールアドレスに、「通帳レス」口座の初回登録や、Eメールアドレスの変更等の各種取引を契機にお取引の旨をお知らせします。ただし、通信機器および回線の障害等により、お知らせが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず本アプリにログインのうえお取引内容をご確認ください。

下記ドメインからのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を確認してください。

【shinkin-app.jp】

6. 定期預金取引

本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての定期預金の明細をご確認いただけるほか、登録信用金庫

の定めに応じて定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。

7. 定期積金取引

本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての定期積金の明細をご確認いただけるほか、登録信用金庫の定めに応じて定期積金口座の新約、口座振替等による掛け込みの設定を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。

8. 各種申込機能

本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて以下の手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、普通預金の口座情報の登録および本人認証のためログインパスワードの入力が必要となります。

(1) 喪失届

登録口座の通帳・キャッシュカードを紛失された場合、取引を一時的に停止することができます。

(2) 住所変更届

登録住所・電話番号について、その変更を届け出すことができます。お客さまの本人確認資料として運転免許証またはマイナンバーカードを撮影してお送りいただきます。撮影したデータは当申込以外に利用いたしません。

9. 定期的なお客さま情報の確認

本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて、「犯罪収益移転防止法」および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、お取引に必要なお客さまに関する情報やお取引の目的などに対する定期的な確認を行います。

10. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク

本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて、リンク先の第三者のウェブサイトやアプリ等を利用することができます。

11. 規約への同意

本規約にご同意いただけないお客さまは、本サービスをご利用いただくことはできません。また利用については、本規約等の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

第2条【利用条件】

1. 本サービスは、登録信用金庫の普通預金口座をお持ちの個人のお客さま本人が対象です。
2. 第3条に基づく利用登録が必要です。
3. 本サービスを利用できる端末機の環境は、本アプリインストール時の機能詳細ならびにアプリ内のバージョンアップ情報等で確認してください。
4. システムメンテナンスなどにより利用できない時間帯がありますので、本アプリのホーム画面で確認してください。
5. 本サービスの利用は、日本国内に限られます。

第3条【利用登録】

1. お客さまのスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて登録信用金庫の普通預金口座の支店番号・口座番号、Eメールアドレス等のご本人情報、キャッシュカード暗証番号を入力いただき、本サービスで利用するログインパスワードを設定してください。
2. 生体認証機能（スマートフォンに登録されている顔・指紋を利用する認証方式）を利用することでログインパスワードの入力を省略することができます。ただし、生体認証機能を備えるスマートフォンでのみ利用可能です。
3. 生体認証機能で利用するお客さまの顔・指紋データはお客さまのご利用するスマートフォン内に保存され、登録信用金庫および本アプリ提供元のしんきん共同センターでは保管いたしません。

第4条【2回目以降の利用方法】

本アプリを起動し、ログインパスワードを入力してください。

なお、ログインパスワードの省略機能を利用すると、ログインパスワードの入力を30日間省略することができます。

生体認証機能をご利用のスマートフォン端末で、生体認証機能による認証を30日間行わなかった場合は、ログインパスワードを再入力していただく必要があります。

第5条【本人確認】

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォンから登録信用金庫に通信していただくログインパスワード等をアプリサーバが照合することにより行います。

第6条【注意事項】

1. 通信料のお客さま負担
アプリの利用およびダウンロード、Webの利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担になります（再設定等の際にかかる通信料も含まれます）。
2. ログインパスワードや媒体の管理
 - (1) ログインパスワードは、第三者に知られたり盗まれたりしないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。
また、ログインパスワードは、お客さま自身の責任において随時変更してください。なお、ログインパスワードの不正使用等の恐れがある場合は、利用を停止し、すみやかに登録信用金庫に本サービスの停止を届け出てください。
 - (2) スマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。
 - (3) 本アプリを利用しているスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。万が一、盗難・紛失に遭われた場合は、速やかに通信事業者（キャリア）へ連絡し、利用停止のお手続きを行ってください。
 - (4) スマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してく

ださい。スマートフォンを処分する際も、本アプリを必ず削除してください。

(5) 利用に際し、ログインパスワードを一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。

(6) 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。ログインパスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルス感染させる目的の悪意ある「しんきん通帳」と類似したアプリが公開されている可能性があります。

これらのアプリを使用されると、お客さまのログインパスワードやスマートフォン内のお客さまの情報が漏えいする可能性があります。

3. 自動的な利用解除

お客さまが本アプリの最終利用日から180日間本アプリを利用しなかった場合、本サービスは自動的に利用解除されます。

4. メイン口座

同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（登録信用金庫における初回登録の普通預金口座）として利用することはできません。

既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている普通預金口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。

第7条【免責事項】

1. 機種変更、端末初期化、圏外時の利用等スマートフォンおよびその利用の状況、通信機器、回線、コンピューター等の障害により取扱いが遅延・不能となった場合、または本サービスを利用し保存した情報・データが消失した場合、それにより生じた損害について登録信用金庫およびしんきん共同センターは責任を負いません。

2. 登録信用金庫が本規約第5条記載の本人確認手続きを行ったうえで本サービスを取扱いした場合、取引依頼者をお客さま本人とみなし、スマートフォン・ログインパスワード等の盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、登録信用金庫およびしんきん共同センターは故意または過失のある場合を除き責任を負いません。

3. 災害・事変等登録信用金庫の責に帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延・不能となったことにより生じた損害について登録信用金庫およびしんきん共同センターは責任を負いません。

4. スマートフォンまたはログインパスワードの保管に関して、お客さまが本規約に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、登録信用金庫およびしんきん共同センターは責任を負いません。

またこれにより登録信用金庫に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。

5. 各条項において登録信用金庫およびしんきん共同センターの責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については登録信用金庫およびしんきん共同センターの予見可能性の有無に関わらず、登録信用金庫およびしんきん共同センターは一切の責任を負いません。

ただし、登録信用金庫またはしんきん共同センターに故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

6. 本サービスには、第三者のウェブサイトまたはアプリ（以下、「第三者のウェブサイト等」といいます。）へのリンクが含まれております。お客さまは、第三者のウェブサイト等が定める利用条件または規定等に基づき、お客さまの判断と責任において第三者のウェブサイト等を利用するものとし、登録信用金庫は、第三者のウェブサイト等のご利用に関してお客さまに生じた損害について、責任を負いません。

第8条【本アプリに関する確認事項】

1. お客さまが本アプリを初期化または削除した場合、本アプリで保存されている情報はすべて消去されますが、そのために生じた損害について登録信用金庫およびしんきん共同センターは責任を負いません。
2. 登録信用金庫が本アプリの内容の全部または一部を変更・改良（以下、「アップグレード」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後に本アプリがご利用になれない場合があります。
3. お客さまによる本アプリのプログラムおよびこれに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為は禁止します。

第9条【サービスの変更等】

1. 登録信用金庫およびしんきん共同センターは、お客さまの承諾およびお客さまへの通知なしに、いつでも本サービスの種類および内容を変更することができ、また、本サービス改廃のために、一時的にサービスのご利用を停止することができるものとします。
2. 本規約は、登録信用金庫またはしんきん共同センターによって金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、登録信用金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、内容を変更できるものとします。規約の変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、登録信用金庫またはしんきん共同センターの任意の変更によって損害が生じたとしても登録信用金庫およびしんきん共同センターは責任を負いません。

第10条【サービスの終了】

登録信用金庫およびしんきん共同センターは、登録信用金庫およびしんきん共同センターの都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について登録信用金庫およびしんきん共同センターは一切の責任を負いません。

第11条【顧客情報の取扱い】

本サービスの利用に関し、登録信用金庫およびしんきん共同センターはお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、登録信用金庫およびしんきん共同センターの関連会社、代理人、またはその他第三者に処理させることができるものとします。

また登録信用金庫およびしんきん共同センターは法令や裁判手続き、その他の法的手続きにより、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第 1 2 条【知的財産権等】

本サービスにかかる著作権その他一切の知的財産権は正当な権利を有する第三者に帰属します。

第 1 3 条【規約の適用】

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、登録信用金庫の各種預金規定をはじめとする各種規定の定めが適用されます。

第 1 4 条【準拠法・合意管轄】

本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、登録信用金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(令和 7 年 2 月 2 5 日現在)

「足立成和信用金庫 通帳レス口座に関する特約」 新旧対照表

新	旧
<p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) 通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『アプリ通帳』の利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座をいいます。</p> <p>(略)</p> <p>8. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 店頭における通帳レス口座のお取引をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『○○アプリ』における有効な口座情報の提示を求められます。</p> <p>(2) 当金庫は、前項のお取引の手続きに加え、当該預金のお取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまではお取引を行いません。</p> <p>9. (『アプリ通帳』による定期預金取引に関する注意事項)</p> <p>(1) 『アプリ通帳』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『アプリ通帳』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分(通帳レス口座を含む。)をご登録いただく場合に受け付けます。(以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という。)</p> <p>(2) 本アプリを利用した定期預金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。</p> <p>(3) 『アプリ通帳』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録普通預</p>	<p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『アプリ通帳』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</p> <p>(略)</p> <p>8. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『アプリ通帳』における有効な口座情報の提示が必要です。</p> <p>(2) 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。</p> <p>9. (『アプリ通帳』による定期預金取引に関する注意事項)</p> <p>(1) 『アプリ通帳』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『アプリ通帳』に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座(以下「登録総合口座(普通預金)」という。)とする場合に受け付けます。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>金口座、またはお客様が指定するお客様名義の他の普通預金口座（登録普通預金口座と同一の信用金庫および同一の店舗の普通預金口座に限る。）</u>へ振り替えます。</p> <p>(4) <u>当金庫が特に定める場合を除き</u>、『アプリ通帳』にて開設した定期預金口座については、登録普通預金<u>口座</u>のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金<u>口座</u>の届出印鑑と共通とします。</p> <p>(5) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</p>	<p>(2) 『アプリ通帳』にて開設した定期預金口座については、<u>当金庫が特に定める場合を除き</u>、登録<u>総合口座（普通預金）</u>のお取引店とし、届出印鑑は登録<u>総合口座（普通預金）</u>の届出印鑑と共通とします。</p> <p>(3) 『アプリ通帳』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録<u>総合口座（普通預金）</u>へ振り替えます。</p> <p>(4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</p>

足立成和信用金庫 通帳レス口座に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「足立成和信用金庫 通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ①普通預金規定
 - ②総合口座取引規定
 - ③各定期預金規定
 - ④共通規定

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『アプリ通帳』の利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『アプリ通帳』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、『アプリ通帳』によりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『アプリ通帳』により切替えることができます。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。

- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、『アプリ通帳』で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。
- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『アプリ通帳』で確認ができません。

6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができます。
- (2) 通帳レス口座を『アプリ通帳』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『アプリ通帳』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座のお取引をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『アプリ通帳』における有効な口座情報の提示を求めることがあります。
- (2) 当金庫は、前項のお取引の手続きに加え、当該お取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまではお取引を行いません。

9. (『アプリ通帳』による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 『アプリ通帳』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『アプリ通帳』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分(通帳レス口座を含む。)をご登録いただく場合に受け付けます。(以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という)。
- (2) 本アプリを利用した定期預金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。
- (3) 『アプリ通帳』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録普通預金口座、またはお客様が指定するお客様名義の他の普通預金口座(登録普通預金口座と同一の信用金庫および同一の店舗の普通預金口座に限る。)へ振り替えます。
- (4) 当金庫が特に定める場合を除き、『アプリ通帳』にて開設した定期預金口座については、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。
- (5) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

10. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『アプリ通帳』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、『アプリ通帳』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

11. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和7年2月25日現在)